

## 印西市犯罪被害者等支援条例の制定に係る委員からの意見について

平成28年11月28日開催の第1回印西市安全で安心なまちづくり推進協議会における委員からの意見及び後日文書による意見書の提出がありましたので、市としての考え方は以下のとおりです。

番号	意見の要旨	市の考え方
意見1	ストーカー行為による殺人、傷害は、見舞金支給の対象となるのか。	被害者と加害者との間に、面識があれば適用しないとの説明をしましたが、訂正させていただきます。 <b>【修正】</b> 加害者と面識がある場合でも、加害者は元夫、同僚、同級生、ファン、片思いなど様々で、警察への相談有無に関わらず、被害者の意思に反した行為により被害を被ったことになるので、見舞金の支給適用が妥当と考えます。
意見2	警察に被害届を出していないと、見舞金支給の適用にはならないのか。	犯罪等が起きた場合、必ず警察に被害届を提出し相談するのが常識と思われ…と説明しましたが、説明不足がありましたので追加させていただきます。 <b>【追加】</b> 警察に相談しにくい、性犯罪やストーカー行為などで被害を被った場合には、先に市で相談を受けた後に警察に届出するケースが考えられます。実際に被害が確認できれば、見舞金の支給適用が考えられます。
意見3	なぜに今、条例制定が必要なのか。	犯罪に絶対に遭わないと断言できる人はいません。国は法律に基づき犯罪被害者等に関する支援策を計画的に進めています。印西市としては、市民が犯罪被害者等になった際の基本的な支援策を示すとともに市、市民及び事業者の責務と役割を明記することにより、安心して暮らせる地域社会づくりが実現できるものと考えます。

意見 4	<p>犯罪被害者等を支援するため、「総合的に推進し」、「適切に途切れることなく行う」ことを明言しているので、もっと多くの施策を盛り込むべきではないか。</p>	<p>具体的な施策として、①相談及び情報の提供等、②市民等の理解の推進、③民間支援団体等への支援、④見舞金の支給、⑤転居費用の助成 を掲げていますが、これで全てを網羅できるとは考えていません。基本となる条例に基づき、実際に推進して行く中で、足りない施策などが出てくれば、その都度検討を加え、提供できる事項を増やして行きたいと考えています。</p>
意見 5	<p>支給法の法律には、「重傷病又は障害」とあり、旧条例案でもこの言葉を引用していたのに、パブリックコメントでは「傷害」と変更した理由は。</p>	<p>「重傷病」という言葉に多くの方が馴染みがないこと、「療養1月以上の負傷又疾病」の意ですが、傷害でも「医師の診断により、全治1月以上の加療を要するものに限る。」とした方が分かりやすく、後遺症が残る場合には再度、医師の診断によるものと考えています。</p>
意見 6	<p>傷害見舞金が「全治1月以上～3月未満」と「全治3月以上」の2区分であるが、県内先進3市町では「全治2週間以上～1月未満」を入れているので、盛り込んでどうか。</p>	<p>全国の先進例に合わせたものです。ご理解をお願い致します。</p>
意見 7	<p>民間支援団体等の解説の中で、千葉犯罪被害者支援センターだけでなく、「今後、他の犯罪被害者等支援を目指す民間団体」を明記した方がよいのではないか。</p>	<p>新条例案に「その他の犯罪被害者等の支援に係るもの」を追加しました。</p>